

インターネットに関する 人権問題

パソコンやスマートフォン等の普及が進んだことにより、コミュニケーションの輪が広がり利便性が高まった一方で、「匿名性を悪用して掲示板で他人を誹謗中傷する」、「本人の許可なく名前、住所、電話番号や写真をSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）や、ブログで公開する」、「誤った情報がSNSやブログで拡散される」、「行政や企業が管理する個人情報、不注意や不正アクセスによりインターネット上に流出する」というような事例も次々に発生しています。一度公開されたり流出したりしてしまつた情報は、インターネット上で次々にコピーされ、これを回収することは事実上不可能であり、これらは人権にかかわる新たな社会問題となっています。

情報の取得や発信の容易性、匿名性等から、インターネット上ではややもすれば道徳観や罪悪感が希薄になりがちです。また、誹謗中傷により、自ら命を絶つ痛ましい事件も起きています。

インターネット上の誹謗中傷が特に社会問題となつていふことを契機に、こうした行為を抑止すべきとの国民の意識が高まる中、誹謗中傷の実態への対処として、令和四年（二〇二二年）七月、侮辱罪の法定刑の引き上げ（二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料）が行われました。

これから私たちは、高度情報化による恩恵を甘受するだけでなく、「誰もが被害者にも加害者にもなり得る」ことをしっかりと認識し、これまで以上に個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深め、一人ひとりが情報の取得・発信における責任やモラルを持つことを心がけていかなければなりません。

そのためには、家庭や地域、学校、職場といったあらゆる場において、インターネットの危険性や、利用上のルール、マナー、注意点等を学習、啓発する機会を設けることが大切です。



「情プラ法」により インターネット上の 誹謗中傷対策が 改善されます

従来の「プロバイダ責任制限法」が「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害などへの対処に関する法律」（通称「情プラ法」令和6年（2024年）5月17日公布）に改正されました。今までは、被害投稿の削除要請の対応については、プロバイダの自主的な判断に委ねられていましたが、今後は大規模プラットフォーム事業者に対して①対応の迅速化②運用状況の透明化が義務付けられます。これにより、事業者側の対応が改善されることが期待されます。

※大規模プラットフォーム事業者とは、「情プラ法」第21条の規定により、大規模特定電気通信役務（SNS等）を提供する者として総務大臣に指定された者のことを言います。



熊本市の取組

パソコンやスマートフォン等の普及は目覚ましいものがあり、大人はもとより子どもの所有率も増加しており、誰でも気軽にインターネットを利用した通信や情報のやり取りができるようになった反面、今までは考えられなかったような事件や犯罪、人権侵害や名誉毀損、迷惑行為等が頻発しています。また、行政においては、戸籍や住民票、税や福祉などの個人情報の大半がコンピュータによって管理されており、コンピュータウイルスやネットワークへの不正侵入などの外部からの脅威、過失や故意による情報漏洩などへの対策が必要となっています。

◆主な取組

- ①市民を対象とした啓発活動への取組
 - ・保護者を含めた市民への情報モラル教育の推進に努め、学校現場において児童生徒たちがさらされているネット社会の現状を学び、正しい知識を得られるような啓発に取り組む。
 - ・個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解及び適正な利用、人権侵害を受けないような対応策や侵害を受けた場合の対応方法について、啓発に取り組む。

- ・インターネットによる人権侵害を受けた人を救済するために、熊本地方方法務局、熊本県人権擁護委員連合会、熊本県と連携した対応を行う。
- ②学校教育における取組
 - ・各小中学校の情報モラル教育推進リーダーへの研修の実施。
 - ・最近のSNS等によるトラブル状況を把握し、情報モラル研修の進め方等について、教育委員会の職員による教職員向けの研修（パッケージ研修・SD研修）の実施。

- ③市役所内部の取組
 - ・環境に即した、情報セキュリティポリシー※の見直し。
 - ・情報セキュリティに関する職員研修の強化。
 - ・セキュリティ対策ソフトの導入や二要素認証によるセキュリティの強化を図る。

※情報セキュリティポリシー
情報セキュリティ対策における基本的な考え方を定める「基本方針」と、基本方針に基づき、全ての情報システムに共通する情報セキュリティ対策の基準を定める「対策基準」を総称したものを「情報セキュリティポリシー」といいます。